

あま市生活支援給付金【4千円】のご案内

市では、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）を踏まえ、物価高への対応として、生活支援給付金を支給します。

支給対象者 基準日（令和8年1月1日）時点で、市の住民基本台帳に記録されている方のうち、平成19年4月1日以前に出生した方

支給額 1人あたり4千円

受付期間 4月1日（水）～6月30日（火）（※当日消印有効）

支給時期 手続きが完了してから4週間程度を目安に順次支給します。

手続方法

①世帯主の「公金受取口座（マイナポータル等で登録）」がある世帯

支給対象となる方がいらっしゃる世帯の世帯主へ「あま市生活支援給付金支給のお知らせ」を郵送します。**お知らせに記載の期限までに**振込口座の変更の申し出がない場合は、現に登録されている**世帯主の公金受取口座に振り込みます。**

なお、振込口座の変更を希望する場合は、コールセンターへお電話ください。世帯主へ「振込先変更届」を郵送します。「振込先変更届」には、本人確認書類、振込口座確認書類の写しを添付のうえ、**6月30日（火）まで**に同封の返信用封筒にて、ご提出ください。

②世帯主の「公金受取口座（マイナポータル等で登録）」がない世帯

支給対象となる方がいらっしゃる世帯の世帯主へ「あま市生活支援給付金申請書（請求書）」を郵送します。この申請書に本人確認書類及び振込口座確認書類の写しを添付のうえ、**6月30日（火）まで**に同封の返信用封筒にて、ご提出ください。

また、デジタル庁の「給付支援サービス」によるオンライン申請（マイナンバーカードを読み込めるスマートフォンやパソコンを使用した申請）も受け付け可能です。「申請書」上に掲載された二次元コードを読み取るか、URLを入力することでオンライン申請のページを開くことができます。

【添付書類】

- 本人確認書類（運転免許証、**マイナンバーカード（顔写真がある面のみ）**などの写し）
- 振込口座の番号や名義人がわかるもの（預金通帳またはキャッシュカードの写し）

備考 提出書類は返信用封筒でご郵送ください。

注意 給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

現在、市では生活支援給付金の支給事務を進めております。

市役所や関係機関を名乗り、皆様の個人情報を聞き出そうとする不審な電話やメールが相次ぐ可能性があります。

市役所から、以下のようなお願いをすることは絶対にありません。

- ・ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること
- ・手数料の振り込みを求めること
- ・キャッシュカードや暗証番号を電話で聞き出したり、預かりに来ること
- ・メールで申請手続きを求めること
- ・ご自宅に訪問すること

問 企画政策課 生活支援給付金コールセンター ☎0120・300・686